

令和7年10月3日

兵庫地区におけるタクシーの運賃改定要請（申請）状況について

兵庫地区におけるタクシーの運賃改定要請（申請）については、令和7年10月2日に、要請（申請）があった法人事業者の車両数の合計が、当該運賃適用地域における法人事業者全体車両数の5割を超えましたので、お知らせします。

●兵庫地区（令和7年10月2日現在）

要請状況	要請件数（件）	要請車両数（両）	要請割合（％）	地域の全車両数（両）
（最初の要請日） 令和7年7月15日	35	860	53.02	1622
（3ヶ月経過日） 令和7年10月15日				

※運賃改定は、最初の要請（申請）があった時から3ヶ月の間に要請（申請）を受け付け、要請（申請）があった法人事業者の車両数の合計が、当該運賃適用地域における法人事業者全体車両数の5割を超えた場合には、3ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに運賃改定の手続きを開始することとなりますが、今般、運賃適用地域の統合による運賃の一本化を行うかどうかの判断にあたっては旧運賃適用地域毎の申請状況を勘案する必要があることから、要否の判定は3ヶ月の期間が到来するまで留保することとします。

※旧運賃適用地域における車両数

姫路・東西播地区… 1,340 両
淡路島地区 … 89 両
兵庫北部地区 … 193 両

【問い合わせ先】

近畿運輸局自動車交通部旅客第二課 調査運賃係
電話：06-6949-6446